## 介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開(見える化要件)

## 「介護職員等特定処遇改善加算」とは・・・

介護職員の処遇改善につきましては、これまでにも何度かの取り組みが行われてきましたが、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元(2019)年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するためには、下記の要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- 1. ① 現行の処遇改善加算 I ~Ⅲまでいずれかを算定していること。
- 2. ② 職場環境等の要件に関し、

「入職促進に向けた取組」

「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」

「両立支援・多様な働き方の推進し

「腰痛を含む心身の健康管理 |

「生産性向上のための業務改善の取組」

「やりがい・働きがいの醸成」

の6区分について、それぞれ1つ以上の取り組みを実施すること。

- 3. ③ 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。
- \*詳細につきましては、介護職員等特定処遇改善加算(厚生労働省資料)をご確認ください。

## 上記③の「見える化」要件とは・・・

2020 年度からの算定要件で、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

## 職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃 金以外)につきまして、以下の通り掲示いたします。

区分	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
入職促進に向けた 取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材 育成方法、その実現のための施策・仕組み などの明確化	朝礼時に法人理念を唱和しているほか、事務所内に法人理念を掲示し、共有を図っている。また、新規採用者育成計画(育成方法・目標等)を作成している。
資質の向上やキャリ アアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	受講料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行う事により、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、 キャリアアップ等に関する定期的な相談の機 会の確保	毎年の年1回の人事考課後のフィードバック 面談を実施。上位者(管理者)との面談の中 でキャリアアップ等に関する相談を行ってい る。
両立支援・多様な働 き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目 指す者のための休業制度等の充実、事業所 内託児所施設の整備	仕事と子育で・介護等の両立を促し、育児休暇・介護休暇の規定を設け、シフト上の配慮を行っている。
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや 短時間正規職員制度の導入、職員の希望に 即した非正規職員から正規職員への転換の 制度等の整備	職員の事情に応じた勤務シフトの作成、非正 規職員から正職員への転換の実績あり。
腰痛を含む心身の 健康管理	短時間勤務労働者等も受信可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設備等健康管理対策の実施	年次健康診断・ストレスチェックの実施、室内 全面禁煙。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成 等の体制の整備	各種事故・トラブルマニュアルを整備し、担当 責任者を明確にしている。
生産性向上のため の業務改善の取り 組み	タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	専用のアプリケーションを使用し、各種記録 や申し送りなどを共有することにより、業務 の効率化を図っている。
やりがい・働きがい の醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	随時ミーティングを行い、業務内容やケア内 容の改善を図っており、全ての職員にフィー ドバックしている。